

平成３０年度教育振興重点施策

１ はじめに

市川市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１条の４第１項第１号の規定に基づき、総合教育会議において、「平成３０年度における教育の振興を図るため重点的に講ずべき施策」（以下、「平成３０年度教育振興重点施策」という。）を市長と協議するため、これを定める。

２ 平成３０年度教育振興重点施策

平成３０年度教育振興重点施策は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第２期市川市教育振興基本計画の推進

ア 新規施策の充実

市川市教育振興基本計画（第２期）の計画期間の新規施策であって、その終期である平成３０年度まで継続して推進することが必要と認める次に掲げるものの充実を図るものとする。

- ① 施策１－２－１ 確かな学力を育成する取り組みの推進
- ② 施策２－２－２ 学校間の連携の推進

イ 点検・評価の結果に基づく施策の改善

平成２８年度の教育に関する事務の点検及び評価において、進捗が滞っていると認める次に掲げる３つの施策について改善を図るものとする。

- ① 施策１－４－３ キャリア教育の推進
- ② 施策２－２－４ 教職員が子どもと向き合う時間の拡大
- ③ 施策３－２－２ 子どもや保護者を支援する体制の充実

(2) 新たな教育課題への対応

ア 家庭・学校・地域の連携施策の再構築の検討

イ 学校適正規模・適正配置の方針に基づく学校環境整備の推進

ウ 小学校における3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科の
先行実施への対応

エ ICTを活用した教育の推進

オ 生涯学習の成果活用による地域課題解決のための学びの場の整
備・充実

3 平成30年度教育振興重点施策の取扱い

平成30年度教育振興重点施策は、総合教育会議において市長と協議し、その結果を踏まえ、必要な見直しを図り、平成30年度教育行政運営方針及び平成30年度当初予算に反映するよう努めるものとする。

平成29年7月6日

市川市教育委員会